

大学院学位論文の題目および概要

Graduation Thesis Title and Abstract

修士学位論文

Master's Thesis

① 氏 名 奥崎 珠希	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 石井 正	④ 補 助 担 当 教 員
⑤ 論 文 題 目 知的財産の消尽研究 ―特許権と商標権の消尽比較―	
⑥ 論 文 の 概 要 特許・商標権等の知的財産を含む商品が国境を越えて流通し、譲渡され、それら商品が使用された後に、再度市場において流通されることはしばしば経験する。こうした場合、特許権・商標権の消尽についての取扱いが問題となる。既にこれまで特許権・商標権の消尽については最高裁判所による判断が示されている。本論においては、これら特許権・商標権の消尽に関する学説や判例について調査を行い、検証しなおすとともに、キヤノンインクタンク事件に焦点をおき、判決の問題点を明らかにする。そのうえで、商標権適用の可能性及び、本事件における特許権消尽と商標権消尽の比較・評価を行う。	

① 氏 名 大山 裕志	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 則近 憲佑	④ 補 助 担 当 教 員 高橋 寛
⑤ 論 文 題 目 ソフトウェアの法的保護	
⑥ 論 文 の 概 要 ソフトウェアの概要と保護の歴史を踏まえ、特許権と著作権での保護について権利ごとに考察し、問題点や問題点より発生した訴訟での判断などを考察する。 現在実務上もっとも有効である営業秘密での保護の現状を把握した上で、ビジネスでどのように扱われてきたのか。マネジメントの中で注意すべき点と必要とされていることを考察する。 最後に、現在の開発の実情を踏まえ、知的財産権での保護について考察し、今後、開発がどう変化していくか。とくにクラウドコンピューティングにより、ソフトウェアの保護が現在の制度で対応できるのかを検討し、保護をどうすればよいのか。どのような制度が必要なのか検討、考察する。	

① 氏 名 高田 実奈	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 則近 憲佑	④ 補 助 担 当 教 員 石井 正
⑤ 論 文 題 目 特許権消尽の比較法的研究	
⑥ 論 文 の 概 要 特許権消尽、特に特許製品の修理、再生産の問題について取り上げる。日米欧各国の主要な判決や従来の議論の状況を概観し、比較検討を行うことにより、日本における消尽理論の課題解決のためのヒントを探る。その方法として、日本のインクカートリッジ事件を題材に、米国及びドイツにおける修理、再生産の問題に対する判断基準をあてはめた場合、どのような判断がなされるかについても考察した。 比較検討の結果、日本における今後の判断においては、「耐用期間」を重視した判断を行うのが良いと考える。また、新たな製造にあたるかどうかの判断においては、加工・交換される部材が本質的部分に関するか否かを考慮すべきではないと考える。	

① 氏 名	坂本 輝路	② 整 理 番 号	
③ 指 導 教 授 氏 名	宇佐見 弘文	④ 補 助 担 当 教 員	都築 泉
⑤ 論 文 題 目	iPS細胞に関する京都大学とバイエル社の特許出願の比較に基づく権利範囲についての一考察		
⑥ 論 文 の 概 要	体細胞に4種の転写因子（Oct3/4, Sox2, Klf4およびc-Myc）を導入し、体細胞のリプログラミングを引き起こすことにより作製した、ES細胞様幹細胞である「iPS細胞」は、京都大学の山中伸弥教授によって世界に先駆けて発表された人工多能性幹細胞である。バイエル社によるヒトiPS細胞の作製が京都大学よりも先行しているとの指摘がある。 そこで本研究では、ヒトiPS細胞技術の特許の重要性に鑑み、バイエル社によるiPS細胞が先行しているとの指摘について検討を行い、京都大学が取得したiPS細胞技術に関する特許第4183742号の権利範囲にヒトiPS細胞技術が含まれるのか否かについて検討し、iPS細胞技術に関するバイエルの出願と京都大学の出願の比較検討を行った。		

① 氏 名	根岸 忠志	② 整 理 番 号	
③ 指 導 教 授 氏 名	宇佐見 弘文	④ 補 助 担 当 教 員	都築 泉 准
⑤ 論 文 題 目	最近の事例に基づく遺伝子の権利化に関する動向		
⑥ 論 文 の 概 要	1990年代の著しいバイオ技術の発展は、各国における遺伝子特許の審査基準についての問題を引き起こした。特に米国が他と比較して遺伝子特許の権利範囲が広いことが問題となった。それに伴い日米欧の三極特許庁において、それぞれの遺伝子特許に関する審査基準が確認された。しかしながら、ここでも米国の審査基準の違いが改めて明らかになった。 そこで本稿では、日米の遺伝子特許に関する審査基準を比較しつつ、日米欧の三極特許庁の比較研究があったときに日本にどのような遺伝子特許が出願されたのかを調査し、これからの遺伝子特許についての検討・考察を行った。		

① 氏 名	細田 芳弘	② 整 理 番 号	
③ 指 導 教 授 氏 名	宇佐見 弘文	④ 補 助 担 当 教 員	都築 泉 准
⑤ 論 文 題 目	化合物分野における特許請求の範囲の訂正が認められる範囲の動向について		
⑥ 論 文 の 概 要	本研究においては、化合物分野における特許請求の範囲の訂正について、訂正の認められる範囲の動向を調査した。訂正が認められるか否かについては複数の論点があるが、その中でも、特許請求の範囲を実質的に拡張し、又は変更する訂正に着目した。この論点について争われた事件として、特許請求の範囲の記載を形式的に変更しても、実質的な変更に当たらないとして訂正がみとめられた「グアニジン誘導体事件」〔平成13年（行ケ）第88号事件〕を主として取り上げ、類似する他の事件と比較・考察している。		

① 氏 名 上山 彩	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 平松 幸男	④ 補 助 担 当 教 員 則近 憲祐
⑤ 論 文 題 目 デジタルコンテンツの保護と流通に関する研究	
⑥ 論 文 の 概 要 デジタルコンテンツに関する法制度と実際の運用（権利処理システムやビジネスモデル）の分析を行った。デジタル時代に崩れてしまった権利者と使用者のバランスの適正化に関する研究である。まず現状の著作権法（公正利用や私的使用等の権利制限規定）の分析を行った。その上で今後の可能性として、日本版フェアユースについて判例や米国法との比較、また不正競争防止法や民法等も考慮に入れた。実際の運用については、特に上記を含め放送と通信の融合から権利処理や標準化に至るまでの課題解決に向けて、現在多くの企業等に注目され始めているデジタルサイネージ等々の国内・海外動向の分析を基に、今後の流通促進法制の必要性について考察した。	

① 氏 名 山中 岳	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 平松 幸男	④ 補 助 担 当 教 員 山崎 攻
⑤ 論 文 題 目 標準に含まれるソフトウェアプログラムの相互利用に関する研究	
⑥ 論 文 の 概 要 現在、世界的な流れとして特許を標準化することがスタンダードとなりつつあり、各国が技術や特許について標準化を推進する動きを活発化させている。この様な標準化を世界規模で推進するのが国際標準化団体と呼ばれる団体である。ITU-Tでは、現在ソフトウェアプログラム著作権について標準化を推進しているが、これには様々な問題点が多く含まれる。現状のままではソフトウェアプログラム著作権標準化に於ける取り扱いルールが確実に機能するとは言えないと考えられるため、これらに関する今後の解決策について本論文で研究した。ここで、オープン・ソースによる著作権へのアプローチ方法が標準化とどの様に違うのかについても詳細に言及する。	

① 氏 名 尾崎 優一郎	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 山崎 攻	④ 補 助 担 当 教 員 平松 幸男
⑤ 論 文 題 目 ビデオゲーム機振動コントローラ訴訟からみる権利化・権利行使戦略の分析	
⑥ 論 文 の 概 要 本研究は、家庭用ビデオゲーム機振動コントローラ訴訟におけるイマージョン社の権利化・権利行使戦略の詳細を明らかにすることを目的とした。 本研究では、これまでの下出・荒川研究で未検討であった333特許についての詳細な分析と、本事件に関わる一連の継続出願におけるクレームの変化について分析した。また、陪審裁判に向けた権利行使戦略について調べた。 その結果、イマージョン社の次世代型ゲーム機コントローラに向けた権利化戦略、原出願から017特許・213特許・333特許と続く一連の継続出願における家庭用ゲーム機市場の発展に合わせた権利拡張戦略、マイクロソフトとの和解さえも利用する巧妙な訴訟戦略が明らかになった。	

① 氏 名 藤原 正樹	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 山崎 政	④ 補 助 担 当 教 員 平松 幸男
⑤ 論 文 題 目 家庭用燃料電池コージェネレーションの事業・技術・知的財産面からの研究	
⑥ 論 文 の 概 要 温暖化ガスCO2削減とエネルギー安全保障の救世主『エネファーム』（家庭用燃料電池コージェネレーション）の開発は、広範な技術が複合したシステムを実用化する大型プロジェクトである。 その研究開発には、長い時間と大きな投資を必要とし商品化までの負担が大きい。 本研究の対象である燃料電池の開発では、技術開発競争、知的財産の獲得競争、事業上のリスクの分散を円滑に行うために、共同開発の手法が取り入れられている。 燃料のガスに詳しいガス事業者と電気に詳しい電機メーカーが互いの強みを発揮した異業種企業の共同開発の実態を事業面、技術面、知的財産面から分析し、今後も増加するであろう大型プロジェクトへの組方法のヒントが得られた。	

① 氏 名 大藤 慎也	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 田浪 和生	④ 補 助 担 当 教 員 則近 憲佑
⑤ 論 文 題 目 知的財産権を担保とした融資についての研究	
⑥ 論 文 の 概 要 近年、知的財産を担保として、企業に融資を行うという例が出現してきているが、不動産等を担保にした普通の融資に比べるとその件数は多いとは言えず、一部の金融機関が行うに留まっており、そこに障壁があると見受けられる。しかし、環境整備がなされれば、知的財産権担保融資を肯定的に見る金融機関も多く、知的財産権を担保とした融資に関して、潜在的な需要は決して低くない。よって、知的財産権を担保としての融資を行う際の障壁と、その障壁を乗り越える方法を研究し、具体的にはパテントプール方式による知的財産担保融資の活性化体制の構築を提言する。	

① 氏 名 川濱 隆司	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 田浪 和生	④ 補 助 担 当 教 員 岩本 章吾
⑤ 論 文 題 目 我が国の建設業における知的財産管理のあり方について	
⑥ 論 文 の 概 要 我が国の建設業は、全産業の第3位に位置付けられている基幹産業である。しかしながら、建設業における知的財産活動は、他製造業と比して立ち遅れている状況にある。業界全体として知的財産活動が具体的企業戦略として捉えられていない状況といえる。 建設業界は、その歴史や業界構造、更に政治経済の動向や制度の変遷等に密接に影響されるという特殊性を内在している。本研究は、建設業における知的財産活動の実態を調査・分析して、知的財産戦略の浸透が立ち遅れた原因を模索し、今後の国土の建設を担う建設業における知的財産活動の方向性と知的財産管理のあり方を研究し提案するものである。	

① 氏 名	山口 弥香	② 整 理 番 号	
③ 指 導 教 授 氏 名	田浪 和生	④ 補 助 担 当 教 員	岩本 章吾
⑤ 論 文 題 目	特許権侵害物品についての水際措置比較研究 ～関税法第69条の20 通関解放制度 運用事例をもとに～		
⑥ 論 文 の 概 要	我が国の水際取締の制度のうち、通関解放制度が実際に運用された事例は1件しかない。その事例をとりあげ、通関解放制度を有する認定手続の現状とTRIPS協定との関係、他国の水際措置との比較・考察し、欧米の制度と比べ侵害差止効力が弱いと言われる我が国の認定手続の特徴を述べた。 同時に制度設計変更の可能性があるならば、水際という国外との接点での措置である以上、対物効を有する制度のほうが望ましいという観点から、水際措置は可視不能な権利に係る貨物については独立した権限を有する機関のもとで、税関は執行機関であることに徹底するべきであると提言した。		

① 氏 名	高橋 和成	② 整 理 番 号	
③ 指 導 教 授 氏 名	都築 泉	④ 補 助 担 当 教 員	田浪 和生
⑤ 論 文 題 目	特許動向からみた情報セキュリティ対策技術		
⑥ 論 文 の 概 要	本論文では、情報セキュリティにおける様々な脅威や脆弱性を踏まえ、情報セキュリティ対策技術を(1)侵入検知・防御、(2)認証、(3)暗号の3つに分類し、各々の代表的なセキュリティ技術に焦点を絞って検討した。また、これら3つのセキュリティ技術を基礎から把握し、その特許及び動向調査から、最近の情報セキュリティ上の問題点や傾向を踏まえて解析を行った。その結果、各年代における社会環境の変化や情報技術の進歩を受けて、様々な脅威や脆弱性が少なからず情報資産には存在し、それを是正するための情報セキュリティ対策技術が開発されていることが特許出願動向から把握できた。		

① 氏 名	土井 典子	② 整 理 番 号	
③ 指 導 教 授 氏 名	生駒 正文	④ 補 助 担 当 教 員	関堂 幸輔
⑤ 論 文 題 目	不正競争防止法における店舗デザインの法的保護のあり方について		
⑥ 論 文 の 概 要	激化する市場競争の中で、商品・サービス提供者は一般消費者にアピールするために商品開発や店舗開発に多くの費用・労力を費やしている。顧客誘引力において大きな力を発揮し、企業価値を高めることに寄与する店舗デザインについて、これまで我が国では保護が明確化されていなかった。本論文では店舗デザインが不正競争防止法の営業表示となりうる可能性が示唆された判例の出現を契機に、店舗デザインを保護する米国のトレードドレスの法理及び代表判例、我が国の主要判例と店舗デザイン保護の意義、知的財産各法による保護の可能性とその限界領域、及び不正競争防止法の本旨を検討した上で、不正競争防止法による店舗デザイン保護の可能性を提起するものである。		

① 氏 名 中川 広志	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 生駒 正文	④ 補 助 担 当 教 員 高橋 寛
⑤ 論 文 題 目 キャラクターの著作権性について	
⑥ 論 文 の 概 要 人気のあるキャラクターには顧客吸引力が発生し、商業的価値が生まれる。そういったキャラクターは模倣や無断利用からの法的保護が必要であり、その保護限界についても明確にする必要がある。本稿ではキャラクターについて、原画の著作物や映画の著作物といった著作権を根拠とした法的保護を検討した。著作権法上、キャラクターそれ自体には著作物性が認められていないが、複製権や変形権の侵害を根拠にすることで著作物に近いかたちでの保護が可能である。また、意匠法、商標法、不正競争防止法、民法についても保護可能性を検討し、最後に「キャラクター権」が確立された場合について述べた。	

① 氏 名 馬田 正浩	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 生駒 正文	④ 補 助 担 当 教 員 高橋 寛
⑤ 論 文 題 目 著作権における並行輸入について	
⑥ 論 文 の 概 要 本研究では、著作権における並行輸入を中心として、他の知的財産権における並行輸入との違いについて述べる。我が国の並行輸入と知的財産権における考え方は、特許権、商標権、著作権のそれぞれの権利において、理論的構成は著しく異なっているのである。そこで、これらについて比較をしながら、我が国では今後著作権、その中でも特に映画の著作物と並行輸入の関係がどのような影響を与えるかを検討課題とする。 著作権、特許権、商標権に関して、それぞれの権利における並行輸入の判断について判例を通じて比較し、知的財産権における並行輸入の商品の規制に対する考え方から、著作権における並行輸入の判断の妥当性について検討を行う。	

① 氏 名 田村 俊明	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 高橋 寛	④ 補 助 担 当 教 員 生駒 正文
⑤ 論 文 題 目 著作権侵害の主体を巡る法的理論	
⑥ 論 文 の 概 要 いわゆる間接侵害の主体に関し、我が国著作権法には規定がなく、裁判所は、かつて演奏権に係る特殊事情から編み出された「カラオケ法理」に代表される解釈論により、さまざまな態様で間接侵害責任を認定してきた。 本稿では、著作権に係る間接侵害行為主体の認定に関し、主要な判例・学説を分析・検討するとともに、最近のロクラクⅡ事件とWinny事件について第一審と控訴審の判決を比較・考察する。以上を踏まえ、間接侵害に係る立法化の必要性を論じ、私見を提示する。	

① 氏 名	西村 香那	② 整 理 番 号	
③ 指 導 教 授 氏 名	高橋 寛	④ 補 助 担 当 教 員	生駒 正文
⑤ 論 文 題 目	著作権法における日本版フェアユース規定の導入について		
⑥ 論 文 の 概 要	技術革新に伴って著作物の利用態様が変化中、米国法に倣った権利制限に係る一般条項（日本版フェアユース規定）の導入が検討されている。 本稿では、まず、日本版フェアユース規定の導入が検討されるようになった背景や現行著作権法の問題点につき、裁判例を含めて分析・検討した。その上で、このような規定を導入するとした場合における、その位置づけ、個別制限規定との関係なども考慮しつつ、あるべき対応について考察した。その結果、著作権法20条2項4号を参考にした補完的な受け皿規定を権利制限規定の末尾に置くべき、また、保護と利用の公正なバランスを図る考え方・解釈の定着を図るべきであるとの結論に至った。		

① 氏 名	高岡 健	② 整 理 番 号	
③ 指 導 教 授 氏 名	岩本 章吾	④ 補 助 担 当 教 員	田浪 和生
⑤ 論 文 題 目	特許権者とりサイクル業界間の課題とその解決策 —独占禁止法の立場からの考察—		
⑥ 論 文 の 概 要	近頃、新聞をはじめとした情報媒体に、環境技術に関連したものを目にする。しかし、これらは、ユーザー側の使用、利用の役割を終えた後のことまで明確に考慮されているとはいえない。 現に、商品等に関して特許権等の知的財産権が付与されている場合、権利者は、商品等のリサイクルを図ろうとする相手方の行為の態様によっては、訴え等の法的措置に踏み切るケースもある。 本研究は、その請求が認められた場合であっても、独占禁止法の法的観点から、特許権者とりサイクル業界における課題とその解決策を考察することで、双方の競争の機会を確保しようとするものであり、本国が真の環境大国であると世界に主張するためにも意義あるものである。		

① 氏 名	立花 稔弘	② 整 理 番 号	
③ 指 導 教 授 氏 名	岩本 章吾	④ 補 助 担 当 教 員	高橋 寛
⑤ 論 文 題 目	著作物に対する適用除外制度について		
⑥ 論 文 の 概 要	再販売価格維持行為は独占禁止法上の不公正な取引方法(2条9項)に該当し、原則として独占禁止法に違反する行為であるが、独占禁止法23条4項において、著作物に対する再販売価格維持行為は著作物再販制度として、独占禁止法の適用除外とされている。著作物再販制度の根拠としては、文化の保護を挙げる見解が多々見受けられる。文化の保護自体は重要な価値であるが、著作物再販制度が文化の保護に寄与しているか厳密に論証されなければいけない。 そこで、本研究では、著作物再販制度の対象品目である書籍、雑誌に着目し、著作物再販制度の妥当性を検討することによって、競争政策と文化について理解を深めることとした。		

① 氏 名 建部 陽	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 岩本 章吾	④ 補 助 担 当 教 員 生駒 正文
⑤ 論 文 題 目 商標の権利行使とみられる行為における独占禁止法違反該当性について	
⑥ 論 文 の 概 要 独禁法21条によれば、商標権の行使と認められる行為は、独禁法の適用を免れることとなる。権利行使が商標保護制度の趣旨・目的を逸脱し、競争制限を理由に行われる場合には、独禁法の適用を受けうる。しかし、制限行為が商標権の行使であると認められたならば、公正かつ自由な競争が阻害されるおそれがある。 そこで、本稿は、商標権と独禁法との関係を明確にすることを目的とし、独禁法21条の解釈、商標権と独禁法に係る実務上の運用について検討を行う。その上で、商標権の公益性を踏まえ、商標の権利行使とみられる行為における独禁法違反該当性を主とし、両者の関係がどうあるべきかについて研究する。	

① 氏 名 奈良場 絵理	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 岩本 章吾	④ 補 助 担 当 教 員 田浪 和生
⑤ 論 文 題 目 ライセンス契約における独占禁止法上の不競争義務条項問題 一日米欧を比較してー	
⑥ 論 文 の 概 要 ライセンス契約に際し「不競争義務」条項を附することは、知的財産ガイドラインより不公正な取引方法に該当する場合のある制限行為として列挙されている。独占禁止法21条は知的財産権の行使といえる場合には適用除外されるが、公取委見解たる再構成された権利範囲論において「不競争義務」条項は制限行為であり、その行為に具体的根拠規定を持たないことからこれを否定する。「公正競争阻害性」を通説的見解で捉えらると、競争制限行為は全て違法となる。そこで本研究では①「公共の利益」を究極目的の公益説より、②反公益性要件説を類推解釈することで「不競争義務」条項を附した場合であっても独禁法上合法化される場合があるのかを具体的事例より検討する	

① 氏 名 松永 美里	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 岩本 章吾	④ 補 助 担 当 教 員 生駒 正文
⑤ 論 文 題 目 独占禁止法21条の存在意義について	
⑥ 論 文 の 概 要 知的財産権は、発明を保護し、後願の発明には特許権を与えず、その発明の実施を先願発明に対する実施行為として排除することで、発明者のインセンティブを強化し、究極的には産業の発達に寄与する。他方、独占禁止法は、独占的行為を排除することにより、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、究極的には一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としている。独占排他的である知的財産権に対し、それを排除しようという独占禁止法、両者は相反しているように思われる。 そこで、本研究において独占禁止法と知的財産権の関係並びに独占禁止法第21条の存在意義を明らかにしていく。	

① 氏 名 田村 尚子	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 森 正幸	④ 補 助 担 当 教 員 高島 喜一
⑤ 論 文 題 目 電機制御方法の発明の進歩性について	
⑥ 論 文 の 概 要 本事案の発明は、インバータを介してモータを動かす方法に関する。モータをある速さで負荷をかけて回転させようとする、安定稼動までに様々な工夫が必要となる。本事案のモータは、同じ波形が3相重なった電流や電圧で回転させるものである。このような特殊な電機の制御方法、すなわち「方法」の発明であり、かつ機能的表現の発明特定事項を含む場合の想到容易性について、現実にはどのように判断されているのかを、無効2006-80260号事件およびその審決取消訴訟を取り上げて分析した。あわせて、本件特許に基づく特許権侵害訴訟での有効性判断での発明の効果の評価について触れた。	

① 氏 名 原 桂	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 森 正幸	④ 補 助 担 当 教 員 高島 喜一
⑤ 論 文 題 目 進歩性判断における用途限定の意義について	
⑥ 論 文 の 概 要 物の発明、特に化学分野の発明においては、物の形状・構造などからその物を特定できない場合、物の用途を用いてその物を特定しようとする場合がある。かかる表現形式で記載されている場合において、請求項に係る発明についての発明の認定方法は審査基準で示されているが、その判断基準は未だに明確とはいえない。 本稿では、進歩性判断における用途限定の意義について、先行文献や審査基準を通して検討した。さらに後半では、事例検討として、平成18年（行ケ）第10303号特許取消決定取消請求事件を取り上げた。本事件をとおして、物の用途を表現した場合の発明の評価および進歩性との関係の考え方について検討を加えた。	

① 氏 名 光寺 弘至	② 整 理 番 号
③ 指 導 教 授 氏 名 高島 喜一	④ 補 助 担 当 教 員 森 正幸
⑤ 論 文 題 目 サブコンビネーションに関する考察	
⑥ 論 文 の 概 要 本報告書では、サブコンビネーションに係る平成17年（行ケ）第10220号審決取消訴訟事件判決を取り上げた。発明とはその構成及び解決する課題から認識されるものであるとの大前提のもと、判決では、本事件は特許法36条を満たすと判断した。しかしながら、サブコンビネーションクレームは、本来、そこに記載された構成のみではコンビネーションの発明の課題を解決することができない。したがって、上記大前提のもとでは、サブコンビネーションクレームは、特許法36条6項1号の要件を満たさないものであり、当該クレームは実質的に間接侵害で保護するのが我国の法制であるとの結論に到らざるを得ない。	